## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例等の 一部を改正する条例 ( 埼 玉 県条例第二十八号) (財 政 課

趣旨

持保全計 の額の 長期優良 定めを廃止するなどの 画 住 の認定申 宅の 請 及  $\mathcal{O}$ に係る手数料 促 進 12 改正 関する法律等 の額を定め、  $\mathcal{O}$ 部改 教育職員 Œ に 伴 の免許更新 V 長期優良 に係る手数 住 宅 維

一内容

→ 埼玉県手数料条例の一部改正

ア 長期優良住宅 の普及の促進に関する法律の 部改正 に伴う手数料の 新

(例) 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料

確認書等の あるもので建築を伴わな 11 戸 建 て  $\mathcal{O}$ 住 宅  $\mathcal{O}$ 

教育職員免許 法  $\mathcal{O}$ 部改 正に伴う教育職員  $\mathcal{O}$ 免許 更新に係る手数料の廃止 一万三千円

1

ウ 規定の整備

(例) 教育職員

の普通免許状

又は特別免許状

0)

有

効

期間更新手数料

口 埼玉県証紙条例の一部改正

証 無紙に ょ る 収入の方法によ り徴収することとする手数料  $\mathcal{O}$ 名称変更及び 廃止

三 施行期日

令和四年十月一日

ただし、 二一一イ及び二二  $\mathcal{O}$ 部 は 公布  $\mathcal{O}$ 目 二 (<del>)</del> ウ 0 部 は 公布  $\mathcal{O}$ 日又は令 和

五年二月二十日